【契約約款】

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款(以下「契約書」という。)に基づき、仕様書、図面、見本 又はその他発注者の指示(単価契約にあっては履行数量、履行期限等に関する指示を含む。以下これらを「仕様 書」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(契約書及び仕様書を内容とする契約をいう。以下 同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の契約期間において、仕様書に従い、仕様書で定められた履行期限内に業務を完了するものとし、発注者は、その契約代金(単価契約にあっては履行完了した実績数量に応じた代金。以下同じ。)を支払うものとする。
- 3 この契約を履行するために必要な一切の手段(以下「履行方法」という。)については、契約書及び仕様書 に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任により定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 受注者は、発注者の承諾を得ずに、仕様書及び成果品を第三者に閲覧させ又は複写させてはならない。
- 6 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、 計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 10 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、この契約書又は仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供する ことができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の保証)

- 第3条 発注者が求めたときは、受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社等の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、 契約金額(単価契約にあっては単価に予定数量を乗じて計算される契約金額相当額。本条、第17条の2第2 項及び第18条において同じ。)の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号又は第4号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第17条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証をしたときは、当該保証は契約保証金に 代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免 除する。
- 6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 7 発注者は、受注者がこの契約の履行を完了し、かつ、発注者の検査に合格したとき、若しくは第15条から第16条の2までの規定によりこの契約が解除されたときは、受注者の請求により契約保証金(これに代わる担保を含む。以下同じ。)を返還する。
- 8 発注者は、契約保証金について利息を付さない。

(履行報告)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対してこの契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(監督)

第5条 発注者は、必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することが できる。

(検査)

- 第6条 受注者は、仕様書で指定された期間又は部分の業務を完了したとき、若しくは業務のすべてを完了したときは、直ちに完了届を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の完了届の提出があった日から起算して10日以内に、検査を行うものとする。
- 3 受注者は、あらかじめ発注者が指定した場合は、指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者は、検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 第2項の検査に直接必要な費用は、すべて受注者の負担とする。
- 6 受注者は、第2項の検査に合格をしたときをもって当該検査に合格した部分に係る業務の履行を完了したものとする。

(再履行)

- 第7条 発注者は、受注者が前条第2項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。
- 2 受注者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちにこれを履行しなければならない。この場合において、再履行が完了したときは、発注者に完了届を提出し、検査を受けなければならない。
- 3 前条第2項から第6項までの規定は、前項の検査について準用する。

(履行期限の延長等)

- 第8条 受注者は、業務を履行期限までに完了することができないときは、その理由を明示して、発注者に履行期限の延長を申し出ることができる。
- 2 前項の申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。

(契約代金の支払い)

- 第9条 受注者は、業務の履行が完了し、かつ第6条第2項又は第7条第2項の検査に合格したときは、契約代金を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第6条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約内容の変更等)

- 第10条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。
- 2 前項の規定により契約金額を変更するときは、発注者と受注者が協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第11条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約 内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じて、発注者又は受注者は相手方と協議の上、 契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

(発注者の催告による解除権)

- 第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、 その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債 務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 業務を履行しないとき又は履行する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害 したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第2条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) この契約の業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。)又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下本条において「暴力団員等」という。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

- (7) 第16条又は第16条の2の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 法人の役員等又は使用人(法人の役員等とは、個人事業主並びに法人の代表者、役員(役員として登記 又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。)及び支店又は営業所を代表する者をいう。 使用人とは、直接雇用契約を締結している正社員をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等であ ると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 法人の役員等又は使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - 二 法人の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 法人の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - へ 法人の役員等又は使用人が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約 の相手方とした場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - チ 世田谷区から暴力団等排除に関する勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。
- (10) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当する談合その他不正行為をしたとき。
 - イ 公正取引委員会が、受注者に違反があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条に規定する手続により行われる排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条に規定する手続により行われる課徴金納付命令)が確定したとき。
 - ロ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号) 第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第12条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発 注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(協議解除)

- 第15条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第12条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、 受注者と協議の上、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第16条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第10条の規定により、発注者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、 その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - (2) 第10条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条の3 第16条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第17条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、検査に合格した履行部分があるとき は、当該履行部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。
- 2 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、遅滞なく発注者に 返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損した ときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、履行場所等に受注者が所有又は管理する物件があるときは当該物件を撤去するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならな

L1

- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原 状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うこと ができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復に異議を申し出ることができず、また、 発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第12条又は 第13条の規定によるときは発注者が定め、第15条、第16条又は第16条の2の規定によるときは、発注 者と受注者が協議して定めるものとする。
- 6 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が 民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第17条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 履行期限内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 第12条又は第13条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第13条第6号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除き、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
 - (1) 第12条又は第13条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規 定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号) の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号) の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は、 受注者から遅延違約金を徴収して履行期限を延長することができる。
- 6 前項の遅延違約金の額は、契約金額(単価契約にあっては単価に履行すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下本条において同じ。)から検査に合格した履行部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。
- 7 第7条第1項の規定による再履行が、同項で指定した期限を超えるときは、発注者は、受注者から前項の規定により遅延違約金を徴収するものとする。
- 8 前2項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第17条の3 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求 することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責め に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第16条又は第16条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第9条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

- 第18条 受注者は、この契約に関して、第13条第10号イ及び口のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、発注者に対して賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
 - (1) 第13条第10号イのうち、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2 条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規 定する不当廉売の場合、その他発注者が特に認める場合

- (2) 第13条第10号ロのうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第19条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還 請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(不当介入等を受けた場合の措置)

- 第19条の2 受注者は、この契約の履行にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) この契約に関して、第三者から不当介入等(工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求をいう。 以下同じ。)を受けた場合は、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
 - (2) この契約に関して、下請負人等(受注者が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人又は受託者をいう。以下同じ。)が不当介入等を受けた場合は、受注者は当該下請負人等に対し、速やかに受注者に報告及び警察に届け出るよう指導すること。
- 2 受注者は、受注者又は下請負人等が第1項各号の不当介入等を受けた場合は、発注者が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- 3 発注者は、受注者又は下請負人等が第1項各号の不当介入等を受け、この契約の履行の遅延等が発生する 恐れがあると認められるときは、受注者が第1項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められ る場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

(疑義の決定等)

第20条 この契約書の条項若しくは仕様書の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書 に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上で定めるものとする。

(公契約条例の遵守)

第21条 受注者は、この契約の履行にあたり、世田谷区公契約条例(平成26年9月世田谷区条例第27号) を遵守しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第22条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている指示、催告、請求、通知、 報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただ し、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約の効力)

第23条 記名押印又は電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載の年月日より効力を有する。